

令和6年6月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和6年6月20日（木） 午前9時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委 員（教育長職務代理者）
澤 田	真 弓	委 員
川 邊	幹 男	委 員
元 木	誠	委 員

3 出席説明員

教育総務部長	古 谷 久 乃
教育総務部総務課長	加 藤 博 昭
教育総務部教育政策課長	飯 田 達 也
教育総務部生涯学習課長	杉 山 賢 一
教育総務部教職員課長	筒 井 宣 行
教育総務部学校管理課長	二 見 裕
学校教育部長	坂 下 裕 一
学校教育部教育指導課長	鈴 木 史 洋
学校教育部支援教育課長	原 口 尚 延
学校教育部保健体育課長	小 田 耕 生
学校教育部学校食育課長	高 橋 大
学校教育部教育情報担当課長	矢 本 歩
中央図書館長	柿 原 美 奈
博物館運営課長	北 山 剛
教育研究所長	梅 谷 尚 子

4 傍聴人 0名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に澤田委員を指名した。

○ 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、まず5月定例会から本日までの所管事項について報告をさせていただきます。

お手元の定例会教育長報告資料をご覧くださいと思います。

市議会関係につきましては、6月定例議会が6月7日から開会され、25日まで本会議の予定になっております。補正予算等を現在、ご審議いただいておりますので、最終決定は25日になるかと思っています。

教育委員会関係の行事としては、5月の定例会終了後に、不登校対策の現状を確認するために、ゆうゆう坂本相談教室と、それから坂本中学校の校内教育支援センター、これらについての視察を各委員にさせていただきました。なかなか現場は、現状というのがつかみにくいところなのですけれども、1日子どもたちはどう過ごしているかを見ていただけたのかなと思っています。

それから、6月14日から教科用図書の展示会が開催されています。この件につきましては、8月に改めて中学校、高校の教科書等につきまして、採択をお願いする予定でありますので、よろしくお願いいたします。

その他につきましては、記載のとおりでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

(質問なし)

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『電子図書館の導入について』

(中央図書館長)

令和6年度の新規事業である電子図書館サービスの導入について、その概要と進捗状況についてご報告いたします。

資料をご覧ください。

初めに、1の概要についてです。

電子図書館は、ウェブ上にサイトを構築し、365日24時間、電子書籍の検索・貸出・返却ができるサービスです。そのため、時間的に図書館に足を運ぶことが難しいビジネスパーソンや、子育て・介護などをされている方、また、ご高齢や障害などにより身体的に来館が困難な方も図書サービスを利用しやすくなります。

2のスケジュールですが、5月の半ばに電子図書館サービスを提供する事業者との契約を終え、現在、電子図書館サイトの構築や選書作業を進めているところです。サービスの開始は8月1日を予定しておりますので、現在、選書作業をはじめ、電子図書館サイトのデザインなど、準備を進めている状況です。

また、電子図書館は、学校で1人1台端末を使って利用できるようにすることを考えており、9月中には市立小中学校での運用が開始できるよう、学校や関係各課と調整をしております。

次に、3の提供する電子書籍についてです。

書籍数は約1万2,000点を予定しております。これは、サービス開始時に一気にそろえるのではなく、利用状況などを見ながら、順次購入を進めていく予定です。

(2)の購入計画をご覧ください。

書籍数1万2,000点は、①から④の構成で購入をしていく予定です。電子書籍には複数の利用形態があり、①の買切型は、初期費用のみでその後もずっと読むことができるコンテンツです。②は、有効期限、回数が定められているもので、現在多く出回っているのは、2年間の期限または52回の貸出回数制限があるコンテンツです。この①と②のパターンでは、複数人が同時にアクセスすることができません。ただ、比較的人気のある新しい本はこちらのタイプに含まれるものが多いようです。

③と④は月単位で利用料を支払うタイプで、パッケージ化されているものを購入する予定です。こちらは、何人でも同時にアクセスすることが可能で、③は著作権保護期間の満了した作品を中心に電子化された書籍のパッケージで、その多くはかつてから読み継がれている文学作品になります。④は学校での朝読書などの活用をイメージして、児童書専門の読み放題パックを購入するものです。

2ページ目をご覧ください。

4の運用方針です。

(1)の利用できる人は、市内在住・在勤・在学で、図書カードを持っている人です。紙の本の場合は、そのほか横浜市、三浦市、逗子市、葉山町に在住の人でも利用できますが、電子図書館では、市内在住・在勤・在学に限定をいたします。

(2)の利用方法は、電子図書館にアクセスをし、IDとしてご自身の図書館

カードに記載されている番号とパスワードでログインをすることができます。

(3) の貸出期間は15日間、ほかの方からの予約が入っていない場合は、1回に限り延長ができます。この点は、紙の本と同様です。貸出点数は2点、予約できるのも2点までで、こちらはコンテンツ数などを踏まえ、紙の本よりも点数は抑えております。

最後に、5の市立小中学校との連携についてです。

スケジュールのところで少し触れさせていただきましたが、この電子図書館では、授業や朝読書など、学校の中でも1人1台端末を活用して児童生徒の皆さんに使ってもらいたいと考えております。そのため、市立小中学校の児童生徒につきましては、図書館カードを持っていなくても利用できるように、全員にアカウントを提供いたします。

そして、学校での活用を促進するために、まずは司書教諭や学校図書館司書の方々を対象に、運用方法等の説明会などを計画しており、学校での運用は9月中に開始したいと考えております。

学校でも1人1台端末を通じた読書経験をきっかけに、読書に親しむ子どもたちが増えていくことを期待しております。

なお、この電子図書館サービスを開始するに当たり、横須賀市図書館条例施行規則の改正が必要となります。こちらについては、次回7月の教育委員会定例会で改正議案を提出する予定です。

以上で電子図書館の導入について報告を終わります。

(澤田委員)

資料の3(2)の購入計画の①から④についてですが、先ほどのお話ですと、新刊については①番の「買切」という形式で購入していくということなのでしょうか。③、④のところに入っている分野では、新刊は入ってこないのでしょうか。

(中央図書館長)

③番については、スターターパックと書かせていただいているのですけれども、著作権保護の期限が満了しているものを中心にそろえているものなので、新しいものというのはほとんど入っていない状況です。

②のパターンですね、期間・回数の制限があるものと、あと①の買切型、こちらについては、新しい本が比較的含まれておりますので、新刊本についてはこちらでそろえていく形になろうかと思います。

(元木委員)

この仕組みを少し教えていただきたいのですが、貸出期間など裏面にありま

すが、この予約については、先ほどあった購入計画における①、②が対象となっているということでよろしいでしょうか。

（中央図書館長）

そうですね、③、④については、誰でも何人でもアクセスできるので、予約は基本的に①と②が対象になるものと考えております。

（元木委員）

貸出期間なのですが、返却というところは自分でできるのですけれども、自動的に15日間たったら返却される、読めなくなるみたいなイメージでよろしいですか。

（中央図書館長）

そのとおりでございます。

（荒川委員）

とてもいいなと思いながらお話を聞かせていただいていたのですが、①と②の購入する本についてなのですが、これはどなたかが選定すると思うのですが、利用者の方々がこういう本を買ってほしいというような、希望などをどこかに言えるような、そういう仕組みみたいなものは、今後お考えなのか、お聞かせいただければと思います。

（中央図書館長）

紙の本の場合には、そういうリクエストの受付を行っているのですが、電子図書館については、現在のところやはり点数が少ないのと、1点当たりの価格が紙の本に比べてかなり高いという状況もありますので、現時点では、リクエストは受け付けない形を考えております。

（澤田委員）

貸出をして、個人が履歴を自分で見ることができるのでしょうか。

（中央図書館長）

過去の履歴については、申し訳ございません、見られるのかどうかというのは、また事業者と調整させていただきたいと思うのですが、現在自分が借りているものというのは、見ることができます。

(澤田委員)

個人がこれまでどのような本を読んできたかという、自分の図書カードのような、そういう履歴が残り、それを自分で見られるというシステムがあるといいと思いますので、ご検討いただければと思います。

(中央図書館長)

そうですね、今までこういう本を読んできたという履歴というのも、かなり活用できるものだと思いますのですが、仕組みができるかどうかを含めて、検討していきたいと考えます。

(新倉教育長)

多分、今、澤田委員がおっしゃったのは、子どもたちが本を読んだその履歴が貯金通帳のようになると、そういうイメージがあって、子どもたち同士が、こんなに貯金をした、これだけ本を読んだよということを競えるようなものが、たしかあったのかなと思って、そういったものが学校の中でも、この子はどのくらい読んだかという、自分はこのくらい読んだよということが自慢できるようなものがどこかにコンテンツであると、より興味が湧くのではないか、そういう質問かなと思いました。

少しそれは将来の課題か分かりませんが、検討していただいたほうがいいのかなと思います。

(元木委員)

先ほど説明があったように、児童生徒向けには使い方を学校で教えると思うのですが、市民の方々向けの使い方のセミナーであったりとか、そういったことを開催する予定はありますでしょうか。

(中央図書館長)

現時点で、一般の市民の方向けの説明会とかそういったものは、考えていなかったのですが、利用方法については、電子図書館サイトにアクセスすると分かるような形でご紹介はしたいと思っております。

デモの画面とかを見せていただいたり、他都市で少し操作性とかを見せていただいたのですが、基本的には、それほど迷うことなくできるもので、感覚的にいけるかなとは思っております。

(元木委員)

我々だったら問題ないかなと思うのですが、せっかくなので、図書館に

行かなくても見られるというところで便利になりますので、高齢者向けであったりといった講習会を検討いただければと思います。よろしくお願いします。

(中央図書館長)

どのような形があるか、それは前向きに検討していきたいと思います。

(新倉教育長)

私のほうから。今の元木委員のご意見というのは、8月1日から運用開始になっても、図書館に来られる方たちが多分いるので、それぞれの館のところに相談窓口的につくっていただいて、こういう形でしたらすぐ登録できますよと、登録をさせてしまえばいいのかなと思ったので、多分そういうお話かなと思うのです。

特に今、図書館カードのID番号がそこに書いてあるのですけれども、パスワードがある、ないというのは、どうしたらいいのかと、多分一番初めに迷うと思うので、ここの部分をきちんとご説明してあげるべきかと思うので、できれば運用開始か運用の1週間前前後ぐらいから、相談窓口をそれぞれ、図書館にはつくっていただいたほうがいいのかなと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

(中央図書館長)

ありがとうございます。

図書館の窓口で利用された方に、電子図書館がスタートするということをPRするとともに、そういった形を取らせていただきたいと思います。

(川邊委員)

この電子図書館の対象になるのは、小説のような読み物的なものが主な対象になるのでしょうか。

(中央図書館長)

中心的には、冊数が一番多くなるのは文学作品になるかと思いますが、これまで図書館を利用されたことのない方なども、今回ターゲットとして考えておりますので、比較的手に取りやすいような旅行関係の本ですとか、実用書みたいなものも、少し意識しながら入れていきたいと考えております。

(川邊委員)

そうしますと、5番のところに授業や調べ学習という言葉が入っているので

すけれども、調べ学習となると、いろいろなデータの的なものとか、そういうのが入ってくると思うのですが、それらの書物というのはどうなのでしょう。データみたいなものは。

(中央図書館長)

調べ学習の際には、なかなか読み物ということではないと思いますので、そのあたりは、今進めている選書作業の中で選定をしていきたいと思います。

(澤田委員)

データですが、これは読み上げ可能なテキストデータのものも含まれると考えてよろしいですか。

(中央図書館長)

そうですね、全コンテンツではないのですが、読み上げ機能がついているものは数多くございますので、半分ぐらいはあるかなと考えております。

(荒川委員)

最後に希望なのですが、学校で教科書の中に発展的なものとしてお勧めの本とかが紹介されているのですが、そのようなものもここで読めるような形にしていただけたらありがたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

(中央図書館長)

ありがとうございます。

それが電子書籍になっているかどうかというところも確認しながら、ぜひ検討していきたいと思います。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

○ 教育長 閉会を宣言

6 閉会及び散会の時刻

令和6年6月20日（木） 午前9時49分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡